

『全訂 警察行政法解説』をご購入いただいた皆様へ

『全訂 警察行政法解説』に、次のとおり誤り等がございました。お詫び申し上げます。
大変お手数ですが、該当箇所を次のとおり読み替えてご使用くださいますようお願いいたします。

記

頁	誤	正
41 頁 本文 5 行目及び（注 31）の 3 行目	政令指定市	政令指定都市
261 頁 （注 30）の 1 行目	様式行為	要式行為
264 頁 本文 7 行目	所有者	使用者
311 頁 本文 2 行目	システム設計所等の管理	システム設計書等の管理
326 頁 本文の下から 2 行目	正確なもの	不正確なもの
364 頁 （注 90）の 4 行目以降を次のように改める。	防止条例の「卑わいな言動」という文言について、同規定柱書きの「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような」と相まって、日常用語として合理的に解釈することができ、ズボンを着用した女性の臀部を撮影する行為はこれに該当するとされた例がある（最高裁決定平成 20 年 11 月 10 日）。後者では、裁判官 1 名が条例の禁止行為に該当しないとして反対意見を述べている。	
379 頁 本文 4 行目	司法警察職員の指定	司法警察員の指定
383 頁 （注 13）の 3 行目	北九州市警察	北九州市警察部
390 頁 本文の下から 3 行目	警察職員	警察官
390 頁 本文の下から 1 行目	同様に、警察礼式及び警察職員の表彰についても、	なお、警察職員の礼式及び表彰についても、